



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県経営戦略部  
総務課法務文書室

定期第 3 7 4 7 号 平成 2 7 年 1 0 月 5 日 発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
7 1 0	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
7 1 1	同	同
7 1 2	道路の区域を変更する件	道路整備課

### 【労働委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
4	地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県病院局職員のうち労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を認定した件	

### 【内水面漁場管理委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
2	水産動植物を採捕すること及び漁場の使用を禁止する件	

徳島県告示第七百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十七年十月五日から平成二十八年二月五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

平成二十七年十月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ドラッグコスモス中田店  
所在地 小松島市中郷町西野一番地二六ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	宇野 正晃
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	宇野 正晃

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十八年五月十八日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、七二二平方メートル

- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要		
	施設の配置に関する事項	駐車場の自動	
施設の運営方法に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	荷さばき施設	収容台数	二十台
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	五十二・五平方メートル
		位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	管施設	容量	十三・五立方メートル
	小売業を行う者の開店時刻	午後十時	
	小売業を行う者の閉店時刻	午後十時	
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分から午後十時三十分まで	
駐車場の自動	出入口の数	二箇所	

	車の出入口	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前六時から午後十時まで
	荷さばき施設において荷さばき を行うことができる時間帯		

二 届出年月日

平成二十七年九月十七日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業建設部産業振興課
- 2 縦覧の期間 平成二十七年十月五日から平成二十八年二月五日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先

〒七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業・サービス業担当

電話番号 八八 六二一 二三二四

- 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業建設部産業振興課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第七百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十七年十月五日から平成二十八年二月五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

平成二十七年十月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市内座町一 一番地	中山 明憲

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ藍住店

所在地 板野郡藍住町笠木字西野四八番地一ほか

3 変更事項

駐車場の自動車の出入口の位置

変更前 縦覧に供する添付書類に示すとおり

変更後 縦覧に供する添付書類に示すとおり

4 変更年月日

平成二十七年十月二十五日

二 届出年月日

平成二十七年九月十七日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び藍住町経済産業課

2 縦覧の期間 平成二十七年十月五日から平成二十八年二月五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

〒七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業・サービス業担当

電話番号 八八 六二一 二二二二四

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部

企業支援課及び藍住町経済産業課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第七百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、平成二十七年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

1 6	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 長 (メートル)
		徳島上那賀	徳島市飯谷町千飯一六 番五地先から 同 大ノ上八 同 六番一地先まで	新 旧	一五・ 〽二三・五	一四七・七

徳島県労働委員会告示第四号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、徳島県病院局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を平成二十七年九月二十四日認定したので、次のとおり告示し、平成二十五年徳島県労働委員会告示第四号（地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県病院局職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件）は、廃止する。

平成二十七年十月五日

徳島県労働委員会会長 豊 永 寛 二

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
本局	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 病院事業管理者の職にある者</li> <li>二 局長、参事、課長、課内室長、主幹、政策調査幹、副課長、副室長、課長補佐（総務課の政策調整又は人事給与を担当する課長補佐に限る。）の職にある者</li> <li>三 総務課の政策調整を担当する係長の職にある者のうち総合メディカルゾーン推進を担当する係長の職にあるもの</li> <li>四 総務課の人事給与を担当する係長の職にある者</li> <li>五 総務課の人事及び労務を担当する主任、主任主事又は主事の職にある者のうち総務課長の指定するもの（二人に限る。）</li> <li>六 経営企画課の予算経理を担当する課長補佐の職にある者</li> <li>七 経営企画課の経営戦略を担当する課長補佐の職にある者</li> </ul>
徳島県立中央病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 病院長及び副院長の職にある者</li> <li>二 事務局長、事務局次長、総務課長及び課長補佐（総務課の労務を担当する課長補佐に限る。）の職にある者</li> <li>三 医療局長、医療局次長及び科部長の職にある者</li> <li>四 薬剤局長及び薬剤局次長の職にある者</li> <li>五 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者</li> <li>六 看護局長及び看護局次長の職にある者</li> </ul>
徳島県立三好病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 病院長及び副院長の職にある者</li> <li>二 事務局長、事務局次長及び総務課長の職にある者</li> <li>三 医療局長及び科部長の職にある者</li> <li>四 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者</li> <li>五 看護局長及び看護局次長（二人以上の看護局次長が置かれている場合）については、病院長の指定する看護局次長に限る。）の職にある者</li> </ul>

徳島県立  
徳島病院

- 一 病院長及び副院長の職にある者
- 二 事務局長、事務局次長及び総務課長の職にある者
- 三 医療局長及び科部長の職にある者
- 四 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者
- 五 看護局長の職にある者



徳島県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次の区域及び期間において水産動植物を採捕すること及び漁場の使用を禁止する。

平成二十七年十月五日

一 禁止する区域  
徳島県内水面漁場管理委員会 会長 木村 徳治

- 1 吉野川のうち阿波市吉野町西条亀田地先の国土交通省距離標二十二・四キロメートル地点から距離標二十二・八キロメートル地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- 2 勝浦川のうち徳島市丈六町地先の丈六堰から小松島市江田町越前地先の江田橋までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- 3 那賀川のうち阿南市上中町中原地先の国土交通省距離標六・四キロメートル地点から距離標六・六キロメートル地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- 4 那賀川のうち阿南市吉井町吉井地先の国土交通省距離標十四・二キロメートル地点から距離標十四・四キロメートル地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- 5 海部川のうち海部郡海陽町多良地先の海部川と母川の合流点から上流へ千メートルの地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域

二 禁止する期間

吉野川

平成二十七年十一月十一日から同年十二月三十一日まで

勝浦川

平成二十七年十月十一日から同月十九日まで及び同年十一月十一日から同月三十日まで

那賀川

平成二十七年十一月十一日から同月二十八日まで

海部川

平成二十七年十一月十一日から同月三十日まで